

市・県民税、国民健康保険税、所得税の

(後期高齢者医療保険料)

申告受付が始まります

申告受付
2/16～
3/15

今年も市・県民税、国民健康保険税(後期高齢者医療保険料)、所得税の申告時期を迎えました。昨年一年間(1月から12月まで)の所得について申告していただき、市・県民税等の税額が決定されます。また、申告内容は介護保険料・保育料・児童手当などの算定基礎資料となります。



今回から申告に関するお知らせをまとめた『申告のお知らせ(市申告書つき)』を全世帯に配布しています。

また昨年、市・県民税の申告をされた方(確定申告を市でされた方を含む)で、今年も申告が必要と思われる方には、別途申告受付の案内ハガキをお送りします。

市では、2月16日(火)から3月15日(月)まで(土・日曜日は除く)申告受付を行います。期限内に申告をお願いします。

なお、政権交代にともない政府では税制改正が検討されていますが、平成22年度については扶養控除等の控除額の変更等はございません。新たな改正が決定し次第、市報等でお知らせします。

～ご注意ください～

平成21年中に所得がなかった方についても、申告をしていただかないと、国民健康保険税(後期高齢者医療保険料)の軽減措置が適用されない、また児童手当、保育所入所、公営住宅入居、事業資金の融資等に必要各種証明(所得証明、納税証明等)の発行ができない場合があります。

● **申告をする必要がない人・必要な人**
 広報2月号と同時に配布した『申告のお知らせ』2、3ページをご覧ください。

● **農業・営業・不動産所得を申告される人**
 昨年一年間に生じた収入金額、必要経費等のすべてについて、収支内訳書に記入のうえ、申告してください。収支内訳書を個人で作成することが困難と思われる方は、広報1月号でお知らせしています収支記帳会にご参加ください。

● **申告に必要なもの**
 広報2月号と同時に配布した『申告のお知らせ』3ページをご覧ください。

Contents ～目次～

申告受付が始まります	…2～3	カレンダー	…12～13
人事行政の運営等の状況・職員採用試験	…4～5	保健連絡協議会だより	…14
ファミリーサポート事業・たけおの食育まつり	…6	九州新幹線西九州ルート	…15
武雄の荒踊が地域伝統芸能まつりに出演されます		みんなのあんしん介護保険	…16
特定高齢者候補者把握の基本チェックリスト	…7	武雄の男女共同参画シリーズ	…17
屋外広告物条例の改正・交通災害共済	…8	武雄市文化協会・お誕生おめでとう	…18
市民ギャラリー・企画展示室をご利用ください	…9	みんなのスポーツ	…19
12月議会	…10	Infomation各種お知らせ	…20～23
市営住宅入居者補欠者募集・市長議長交際費	…11	まちの話題	…24

● 申告受付日程

各地区の日程は左記のとおりです。市役所税務課での申告受付はできませんのでご注意ください。

※会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕を持ってお越しください。



● 市・県民税の住宅借入金等特別税額控除の一部改正について

平成11年から18年までに
入居の方

所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）については、市・県民税の所得割から控除される場合があります。この制度について平成22年度から一部制度が改正されましたのでお知らせします。

平成19年度の税制改正で所得税が減額になったことにより、所得税で控除できる金額が減少する場合があります。この場合減少した額については、市へ申告することにより、翌年度の市・県民税から控除してまいりました。しかし、今回の改正により、平成22年

度適用分より、年末調整や確定申告により住宅ローン控除の適用を受けている方は、市への申告をしなくても市・県民税の控除が適用されることになりました。

ただし、確定申告や年末調整の手続きは今までとおりです。市・県民税の控除額は確定申告や年末調整された内容に基づき計算されますので、確定申告される方は期限内に

申告をお願いします。期限内に確定申告が提出されない場合は控除できないこととなりますのでご注意ください。

問 政策部税務課
☎(23)9220



担当: 菰田

武雄地区

(土・日を除く)
受付時間 9時から16時まで

対象地区	受付日	受付場所
東川登町	2月16日(火)	東川登公民館
	2月17日(水)	
西川登町	2月18日(木)	西川登公民館
	2月19日(金)	
武内町	2月22日(月)	武内公民館
	2月23日(火)	
若木町	2月24日(水)	若木公民館
	2月25日(木)	
朝日町	2月26日(金)	朝日公民館
	3月1日(月)	
橘町	3月2日(火)	橘公民館
	3月3日(水)	
武雄町	3月4日(木)から	武雄市文化会館 ミーティングホール
	3月8日(月)まで	
武雄地区 全 域	3月9日(火)から	武雄市文化会館 ミーティングホール
	3月15日(月)まで	

※お住まいの地区以外では申告できませんのでご注意ください。

山内地区

(土・日を除く)
受付時間 9時から16時まで

対象地区	受付日	受付場所
町内全域	2月16日(火)から 3月15日(月)まで	山内公民館

※山内地区在住の方は、山内公民館以外の会場では申告できませんのでご注意ください。各地区の受付日の割り当てについては、別途お知らせします。

北方地区

(土・日を除く)
受付時間 9時から16時まで

対象地区	受付日	受付場所
町内全域	2月16日(火)から 3月15日(月)まで	北方支所 2階会議室

※北方地区在住の方は、北方支所2階会議室以外の会場では申告できませんのでご注意ください。

さらに便利で使いやすく!
ネットでもどこでも申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、国税に関する各種手続(所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、全税目の納税、申請・届出等)が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます。

e-Taxを利用して所得税の申告を行う場合、初回の申告に限り5,000円(所得税の額を限度とします)の税額控除を受けることができます。(平成19年分、20年分申告で利用された方は該当しません。)

くわしくは国税庁ホームページをご覧ください。

問 武雄税務署 ☎(23)2127

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>